IASB® Update
From the International Accounting Standards Board
IFRS

IASB and joint IASB-FASB Update
2020 年 11 月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及び IFRS 解釈指針委員会の「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2020 年 11 月 18 日にリモートで会議を行った。

トピックは、議論した順に、以下のとおりであった。

- **審議会の作業計画―適用後レビュー及びアジェンダ協議（アジェンダ・ペーパー8）**
- **維持管理及び一貫した適用アジェンダ・ペーパー12-12A）AP12**
- **開示に関する取組み―SMEs である子会社（アジェンダ・ペーパー31）**
- **経営者による説明（アジェンダ・ペーパー15）**
- **IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー7）**

さらに、IASB は 2020 年 11 月 19 日に米国財務会計基準審議会（FASB）とのリモートでの合同会議を開催した。

トピックは、議論した順に、以下のとおりであった。

- **のれんと減損**
- **リース（covid-19 以外）**
- **Covid-19**
- **サプライチェーン・ファイナンス**

関連情報

今後の IASB 会議 ：
2020 年 12 月 14－18 日
2021 年 1 月 25－26 日
2021 年 2 月 15－19 日

IASB *Update* ニュースレターのアーカイブ

過去の IASB *Update* は**こちら**

要約のポッドキャスト

過去の IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は**こちら**

プロジェクト作業計画

プロジェクト作業計画は**こちら**

審議会の作業計画―適用後レビュー及びアジェンダ協議（アジェンダ・ペーパー8）

審議会は 2020 年 11 月 18 日に会合し、IFRS 第 9 号「金融商品」の減損及びヘッジ会計の要求事項並びに IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビューの時期をさらに検討した。

審議会は、これらの適用後レビューの開始時期について 2020 年アジェンダ協議の情報要請においてフィードバックを明示的に求めることは不要であると決定した。

13 名の審議会メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。

審議会は、これらの適用後レビューの開始時期を 2021 年後半に再検討することを決定した。

13 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は適用後レビューの時期を 2021 年後半に検討する。

維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12-12A）

審議会は 2020 年 11 月 18 日に会合し、次のような維持管理及び一貫した適用のトピックについて議論した。

単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金（IAS 第 12 号の修正）（アジェンダ・ペーパー12A）

審議会は IAS 第 12 号「法人所得税」の修正の発効日について議論した。審議会はデュー・プロセス（書面投票プロセスの開始の許可を含む）についても議論した。

この修正は、IAS 第 12 号の第 15 項及び第 24 項における認識の免除の範囲を狭めて、同額で相殺し合う一時差異を生じさせる取引に適用しないようにするものである。

発効日

審議会は、企業はこの修正を 2023 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用すべきであり、早期適用を認めると暫定的に決定した。

13 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

デュー・プロセス

審議会は、この修正は再公開を要しないことに合意した。

13 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

13 名の審議会メンバー全員が、審議会は適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠してきており、この修正の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得したことを確認した。

修正の公表に反対票を投じる意向を示した審議会メンバーはいなかった。

今後のステップ

審議会はこの修正を 2021 年第 2 四半期に公表する予定である。

開示に関する取組みーSMEs である子会社（アジェンダ・ペーパー31）

審議会は 2020 年 11 月 18 日に会合し、IFRS for SMEs 基準の要求事項の手直しが必要とされるかどうかを分析した際に生じた事項について議論した。すなわち、

- 開示要求の手直しのプロセスに対する例外 ― アジェンダ・ペーパー31A
- 新 IFRS 基準及び修正 IFRS 基準についての開示要求をいつ検討すべきか ― アジェンダ・ペーパー31B
- 省略されたトピック及び専門的活動 ― アジェンダ・ペーパー31C

開示要求の手直しのプロセスに対する例外（アジェンダ・ペーパー31A）

審議会は、子会社について削減した開示の IFRS 基準を提案するとした場合、その基準案を次のようにすることを暫定的に決定した。

a. 投資企業についての IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の第 19D 項(b)及び第 19E 項から第 19G 項の開示要求を除外する。13 名の審議会メンバーのうち 7 名がこの決定に賛成した。

b. 財務活動から生じた負債の期首残高と期末残高との間の調整表を要求する。13 名の審議会メンバーのうち 7 名がこの決定に賛成した。

c. アジェンダ・ペーパー31A の付録 B で提案している開示を要求する。付録 B は、新 IFRS 基準及び修正 IFRS 基準で導入されていて IFRS for SMEs 基準が現時点では合わせていない開示要求のうち、削減した開示の IFRS 基準に含めるべきであると審議会メンバーが提案したものを列挙している。13 名の審議会メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成した。

d. 子会社に IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」の第 25 項を適用することを要求する。13 名の審議会メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。

e. 子会社に IFRS for SMEs 基準の 20.13 項(b)及び 11.42 項を適用することを要求する。審議会は、すべての金融負債について開示要求を合わせるかどうかを、SMEs である子会社についてのプロジェクトの一部としてではなく、IFRS for SMEs 基準の第 2 次包括レビューの一部として検討することも決定した。13 名の審議会メンバーのうち 11 名がこれらの決定に賛成した。

f. IFRS for SMEs 基準の 28.41 項(e)の拡大版を含める。13 名の審議会メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。

g. IFRS 基準にある開示目的を除外する。13 名の審議会メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。

h. IFRS 基準にはない IFRS for SMEs 基準の開示要求について、

   i. IFRS for SMEs 基準の 28.41 項(g)及び 15.19 項(d)を除外する。

   ii. 子会社に IFRS for SMEs 基準の 20.14 項の手直し後の版を適用することを要求する。

   iii. IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」の第 17A 項及び第 18A 項における救済措置を含める。

   iv. 子会社に IFRS for SMEs 基準の 28.42 項及び 28.43 項並びに手直し後の版の 3.25 項を適用することを要求する。

   13 名の審議会メンバーのうち 7 名がこの決定に賛成した。

新 IFRS 基準及び修正 IFRS 基準についての開示要求をいつ検討すべきか（アジェンダ・ペーパー31B）

審議会は、子会社について削減した開示の IFRS 基準を提案するとした場合、次のようにすることを暫定的に決定した。

a. 協議文書に含めるべき内容のカットオフ日には、2021 年 1 月 1 日現在で公表されている IFRS 基準及び IFRIC 解釈指針並びに 2021 年 1 月 1 日現在で公表されている公開草案（ただし、公開草案「全般的な表示及び開示」は除く）を含めるべきである。13 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

b. 審議会は、新 IFRS 基準又は修正 IFRS 基準の公開草案を公表する際に、削減した開示の IFRS 基準の修正を検討する。13 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

省略されたトピック及び専門的活動（アジェンダ・ペーパー31C）

審議会は、子会社について削減した開示の IFRS 基準を提案するとした場合、次のようにすることを暫定的に決定した。

a. 当該基準を適用する子会社のうち 1 株当たり利益を開示することを選択する子会社には、IAS 第 33 号「1 株当たり利益」の開示要求を適用することを要求すべきである。13 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

b. 当該基準には、IAS 第 34 号「期中財務報告」の開示要求の手直し後の版を含めるべきである。13 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

c. 当該基準は子会社に、複数のクラスの株式資本がある場合には、期中財務報告書及び年次財務諸表において支払った配当を開示することを要求すべきである。13 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

d. 当該基準には、規制繰延勘定残高について IFRS for SMEs 基準の BC157 項の適用から生じる開示要求を含めるべきである。13 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

2020 年 12 月に、審議会は開示要求の手直しについての分析の作成から生じた事項について引き続き議論する。

経営者による説明（アジェンダ・ペーパー15）

審議会は 2020 年 11 月 18 日に会合し、改訂後の IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」（改訂実務記述書）に関する提案について議論した。具体的には、審議会は次のことについて議論した。

- IFRS 基準を適用しない企業による改訂実務記述書の適用
- 改訂実務記述書において「誤謬がないこと」をどのように説明すべきか
- 経営者による説明の目的

IFRS 基準を適用しない企業による改訂実務記述書の適用

審議会は、改訂実務記述書に準拠する企業がその旨を記述することを、たとえ当該企業が財務諸表を IFRS 基準に準拠して作成しない場合であっても、認めるべきであると暫定的に決定した。13 名の審議会メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成した。

審議会は、改訂実務記述書への準拠の旨を記述する企業が財務諸表を IFRS 基準に準拠して作成しない場合には、経営者による説明において財務諸表の作成の基礎を記述することを要求すべきであると暫定的に決定した。13 名の審議会メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。

誤謬がないこと

審議会は、改訂実務記述書を次のようにすることを暫定的に決定した。

a. 定性的情報と定量的情報の両方が正確（accurate）となり得ることに留意して、誤謬がないこと（freedom from error）を記述するために「正確性」（accuracy）を使用する。

b. 情報はすべての点で完全に正確である必要はない（すなわち、必要とされ達成可能な正確性及び精密性の程度は情報の性質に応じて変わる）旨を説明する。

c. 情報を正確なものとする要因は情報の種類に依存する旨を説明する。例えば、正確性は次のことを必要とする。

   i. 事実に関する情報に重要性のある誤謬がない。

   ii. 記述が正確である。

   iii. 見積り、概算及び予測が明確に識別され、合理的で裏付け可能なインプットを使用して適切なプロセスを正確に適用することによって作成されている。

   iv. 言明（assertions）が合理的で裏付け可能な情報に基づいている。

   v. 将来についての経営者の判断に関する情報が、当該判断及びどのようにして当該判断に至ったのかを正確に記述している。

13 名の審議会メンバーのうち 10 名がこれらの決定に賛成した。

開示目的

審議会は、経営者による説明の全体的な目的と経営者による説明の各内容領域についての開示目的の両方を精緻化するための提案について議論した。審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、書面投票のための公開草案を作成するプロセスを開始した。公開草案を 2021 年 4 月に公表する予定である。

IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー7）

審議会は 2020 年 11 月 18 日に会合し、適用後レビューの範囲の設定及び情報要請案の作成において行ったデュー・プロセスの手順をレビューした。

13 名の審議会メンバー全員が、審議会がレビューの範囲を設定するためのデュー・プロセスの要求事項に準拠してきたと納得したことを確認した。

審議会は、情報要請をコメント期間 150 日で公表することを決定した。13 名の審議会メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は情報要請を 2020 年 12 月に公表する予定である。

FASB と IASB の合同会議

審議会と米国財務会計基準審議会（両審議会）は、2020 年 11 月 19 日に教育セッションのために会合し、次のことについて議論した。

a. のれんと減損／FASB の識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理に関するプロジェクト — アジェンダ・ペーパー18

b. リース — アジェンダ・ペーパー12

c. Covid-19 危機への対応 — アジェンダ・ペーパー32

d. サプライチェーン・ファイナンス — アジェンダ・ペーパー27

両審議会は何も決定を求められなかった。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation
コピーライト © IFRS 財団
ISSN 1474-2675